資料２

パブリックコメント手続の実施

１　パブリックコメント手続について

本市では、政策形成過程での市民参加の拡大、公正の確保と透明性の向上を図り、市民との協働による市政を推進するため、パブリックコメント手続に関する要綱を制定し、平成27年６月１日から施行しています

この手続は、政策を形成する過程において、その原案や参考となる資料を公表して、広く市民の皆様から意見や情報を募集し、寄せられたご意見などを考慮しながら意思決定を行うとともに、ご意見などに対する考え方を公表するものです。

２　実施方法について

北斗市ホームページや市役所保健福祉課、総合分庁舎、両支所の各窓口において、本計画の案を公表し、意見を募集します。

意見の提出については、書面の提出のほか、郵送、ファクシミリ、ホームページ上の提出フォームでも可能とします。

３　実施期間について

計画案に対して本日の策定委員会で出された意見等の反映を行い次第、速やかに実施いたします。

なお、意見の募集期間は30日以上とすることが原則とされていることから、今回の計画案に対するパブリックコメント手続についても、30日間と考えております。

４　実施後について

パブリックコメント手続実施後、提出のあった意見への市としての考え方を取りまとめ、これらを公表します。

また、次回策定委員会の際にもパブリックコメント手続の実施結果等について報告するとともに、計画案の修正が必要な場合には併せて協議・決定します。